

名古屋市交通局管理規程第 16 号

交通局次長以下代決規程（昭和 40 年名古屋市交通局管理規程第 21 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 30 日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

別表第 1 次長の欄第 2 号、同表部長の欄第 2 号及び同表課長の欄第 1 号中「附近地」を「付近地」に改め、同表部長の欄中第 11 号を第 12 号とし、同表中

「				21 振替承認 に関するこ と。（財 務 課長）	を
」					
「					
	11 本市後援 名義の使用 の承認に関 すること。			21 振替承認 に関するこ と。（財 務 課長）	に
」					

改める。

別表第 2 第 2 号及び別表第 3 中「附近地」を「付近地」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。